

馬頭町・小川町合併協議会

第5回協議会資料

平成 17 年 1 月 19 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 協議事項 (P1 ~ P7)

協議第 4号の3	新町の名称について	(協定項目 3)	P 1
協議第 6号の2	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	(協定項目 6)	P 3
協議第 7号の2	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	(協定項目 7)	P 5

協議第4号の3

新町の名称について（協定項目3）

新町の名称について、次のとおり提案する。

新町の名称は、「 町」とする。

平成17年1月19日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

新町名称第二次選定候補

(ふりがな五十音順)

番号	名称表記	名称ふりがな	応募の主な理由
131	清川町	きよかわまち	清流「那珂川」が貫流する緑豊かな山里の町をイメージすることから
133	清郷町	きよさとまち	清流「那珂川」をはさむ2つの郷が合併することから
154	小馬町	こうままち	2町の合併にちなみ、2町の町名の文字の組み合わせで発語の最もよいものとして、また、「かわいらしい」「愛らしい」「和やか」のイメージがあり、弱々しいながらも一生懸命立ち上がる子馬の姿をイメージすることから
306	那珂川町	なかがわまち	2町を貫流する清流「那珂川」は、西の「四万十川」、東の「那珂川」といわれ、那須山を源としている大きく長く続く大川であり、悠久の流れと歴史の発展に2町のシンボルをイメージすることから
338	那珂町	なかまち	清流「那珂川」の「那珂」と仲間になることの「仲」をかけ合わせ、自然が豊かな那珂川をイメージすることから
377	那須那珂川町	なすなかがわまち	奈良時代から那須国として栄えた地「那須」は「那珂川」の源流の地であり、那珂川が2町の地で大川となることから
383	那須那珂町	なすなかまち	那須郡の「那須」と那珂川の「那珂」を組み合わせ、那珂川は箒川、武茂川等が合流して大川となることから
390	那須東町	なすひがしまち	2町は共に那須郡内であり「那須」は共有の地、「東」は太陽が昇り上昇躍進を表わし、また、地理的に栃木県の東部であることから
426	馬頭小川町	ばとうおがわまち	2町が合併することを表わし、長年馴れ親しんできた町名を残したいことから
444	東那須町	ひがしなすまち	前述の 390「那須東町」と同様に「東」を先頭に表記したもの
634	若鮎町	わかあゆまち	2町の強い絆を象徴する「若鮎大橋」の「若鮎」と、飛び跳ねる若鮎が新町のイメージに合い、若鮎の如く町が成長し続け発展するよう願いを込め、また、清流那珂川が鮎釣りの名所であることから

協議第6号の2

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定を適用し、平成18年4月30日まで、引き続き新町の議会の議員として在任するものとする。
- 2．合併特例法第7条第1項の規定適用後の議員の定数は、18人とするものとする。

平成17年1月19日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎



平成17年1月7日

馬頭町・小川町合併協議会
会長 川崎和郎様

馬頭町・小川町合併協議会議会の議員の定数
及び任期等検討委員会委員長 矢内 修



馬頭・小川町合併協議会議会の議員の定数及び任期等検討委員会の検討結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 議員の定数については、18名とする。
学識委員の統一意見
「次期議員定数については、減数する方向で新町の議員が検討することを強く要望する。」
- 2 議員の任期については、在任特例を適用し、平成18年4月30日までとする。
- 3 議員の報酬については、馬頭町の議員報酬に統一することが望ましいとの方向で一致した。

協議第7号の2

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

1. 2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年6月30日まで引き続き新町の選挙による委員として在任するものとする。
2. 合併特例法第8条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、20人とするものとする。
3. 合併特例法第8条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙は、2つの選挙区を設けるものとする。

平成17年1月19日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎



平成16年12月22日

馬頭町・小川町合併協議会
会長 川崎和郎様

馬頭町農業委員長 露久保

小川町農業委員長 石川 衆



「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」に係る統一見解の調整結果報告について（報告）

平成16年11月29日付け、馬小合協第19号で依頼のあったこのことについて、去る12月14日午後1時30分から馬頭町役場に於いて2町の農業委員会会長等会議を開き、また12月20日の各町農業委員会総会において、下記のとおり意見の統一が図れたのでご報告します。

記

I. 新町の農業委員会委員の定数及び任期等について

1. 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用する。
 - (1) 合併特例法に基づく委員数は26人（現在の選挙委員）とする。
 - (2) 合併特例法の適用期間は、平成18年6月30日までとする。
2. 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
3. 選挙区の設置及び選挙区ごとの定数について
 - (1) 新町に、旧町を区域とする二つの選挙区を設ける。
 - (2) 選挙区ごとの定数については、選挙人名簿登載登録者数に比例することとし平成16年3月31日現在（選管確定日）の選挙人名簿登載登録者数で新町の条例で定数を定め、合併後の直近で選管が確定した選挙人名簿登載登録者数に応じて条例を改正し、選挙を実施する。

区 分	馬 頭 町	小 川 町	合 計
選挙人名簿登載登録者数	3, 4 8 7人	2, 1 6 1人	5, 6 4 8人
選 挙 区 別 定 数	1 2人	8人	2 0人